

欧州知的財産ニュース

2004年創刊号 (Vol.1)

2004年5月1日

JETRO デュッセルドルフセンター

目次

特集記事

[1] 欧州拡大と知的財産制度

特許

【欧州特許・共同体特許】

- [2] 共同体特許規則案、合意に至らず
- [3] 共同体特許に関するEPO長官発言
- [4] クロアチアがEPC拡張協力国へ

【ハイオテクノロジー】

[5] 欧州のライフサイエンスとハイオテクノロジー戦略(現状と今後)

【医薬品】

- [6] 医薬品アクセス/ドゥハ閣僚宣言パラ6、国内法改正状況
- [7] EU法規による医薬品データ保護期間の統一とボローア条項の創設

【遺伝資源・伝統的知識】

[8] FAO「食物農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」、欧州諸国が批准書寄託へ

【その他】

- [9] 英国特許庁、審査意見(examination opinion)制度導入へ
- [10] 英国特許庁、サーチ結果の開示要求制度を創設

意匠

[11] ドイツ改正意匠法、6月1日発効へ

商標

- [12] 共同体商標規則改正状況
- [13] マドリッドプロトコル国際商標登録、4月よりスペイン語が公用語化

模倣品・海賊版対策

- [14] EUエンフォースメント指令成立へ
- [15] オンライン違法音楽ダウンロード 欧州でも個人を提訴する動きが加速

地理的表示

- [16] 欧州委員会、ワインラベル規則の改正へ
- [17] 'Champagne'を巡るEUとスイスとの争い、ついに第一審欧州裁判所へ
- [18] 欧州委員会、ドイツにパルメザンチーズの保護につき最終警告
- [19] Fischler 欧州委員(農業担当)、CAP改革とPDO/PGIについて講演

不正競争防止法

- [20] ドイツ不競法改正案、連邦議会で採択、連邦参議院へ送付

特許情報・電子出願

- [21] ドイツ特許庁、オンライン公報発行へ
- [22] ドイツ特許庁、電子出願システムをepoline対応へ
- [23] 国際特許分類(IPC)新版、2006年1月から施行

その他

- [24] ドイツ特許庁の出願統計速報
- [25] スイスのベトナムへのIP分野協力プログラム
- [26] EU技術移転契約に関する一括適用免除規則を改訂へ

欧州知的財産ニュースは、JETRO テュッセルトルフセンター-産業財産権調査員(岩崎、濱野)により作成されたものです。最新情報を更新していく予定です。配信又は配信中止のご希望、内容に関するお問い合わせ、ご意見・ご希望は、patent_tcd@jetro.go.jp まで。

Copyright(C)2004JETRO テュッセルトルフセンター-(岩崎、濱野)All rights reserved.

本メールの掲載内容の無断転載・転送は固く禁じます。なお、掲載するニュースの記載内容については、正確性を十分に期しておりますが、記載の内容に起因する損害や不利益等が生じてても責任は負いかねますので、予めご

了承下さい。

特集記事

[1] 欧州拡大と知的財産制度

5月1日、EU構成国が15カ国から25カ国に拡大した。拡大を機に知的財産制度はどのように変容するであろうか。

---詳細はこちら---

特許

[欧州特許・共同体特許]

[2] 共同体特許規則案、合意に至らず

3月11日に開催された共同体の閣僚理事会(EU構成国の閣僚によって構成において、共同体特許規則案が採択されると予想されていたが、言語問題において依然として妥協点を見いだせず、今回も合意に至ることができなかった。---詳細情報ははこちら---

[3] 共同体特許に関するEPO長官発言

共同体特許規則案について閣僚理事会が合意できなかったことに関し、3月15日のFT紙に、EPOコハ^ン-長官のコメントが寄せられた。要旨は以下のとおり。

「コスト問題によって共同体特許構想が滞っている今、同様にコスト問題を有する欧州特許に関する訴訟について、EPLA(欧州特許訴訟協定)の導入について検討すべきだ。欧州委員会は、EPLAに対して、共同体特許構想を妨害するものとして、協力的ではなかったが、たとえ共同体特許制度が創設されたとしても、その訴訟制度が機能するのは最低でも10年はかかる、その間のユ-サ^ー-のコストに対するニ-ス^トに応えるべきだ。」

[4] クロアチアがEPC拡張協力国へ

2004年4月1日以降に出願された欧州特許においてクロアチアを指定したものは、クロアチアの国内特許と同様の効果を楽しむこととなった。拡張料は、102ユーロ。

---参考情報ははこちら---

[ハイオテクノロジー]

[5] 欧州のライフサイエンスとバイオテクノロジー-戦略(現状と今後)

4月16日、欧州委員会は、欧州議会、閣僚理事会、経済社会委員会に対してライフサイエンスとバイオテクノロジーに関する欧州戦略に係る実施状況と今後の予定についての報告書を提出した。
 (http://europa.eu.int/eur-lex/en/com/cnc/2004/com2004_0250en01.pdf)この報告書は、当該戦略(2002年1月欧州委員会採択)の2010年までのロードマップ(政策及び30項目の個別実施計画)をレビューするもので2000年に採択されたリスボンアジェンダ(欧州の科学技術水準を世界トップレベルにするという長期的戦略アジェンダ)に沿ったもの。欧州委員会は、当該戦略を毎年1回レビューし、昨年(2003年3月5日)に続いて今回が2回目のレビューとなっている。個別実施計画の内容は、多岐に渡っており、知的財産権に関わる項目も数点挙げられ、それぞれの実施状況、フォローアップポイントが記されている。

---詳細情報はこちら---

[医薬品]

[6] 医薬品アクセス/ドーハ閣僚宣言パラ6、国内法改正状況

WTOドーハ閣僚宣言(TRIPS協定と公衆衛生)のパラグラフ6(医薬品製造能力のない国に対する医薬品のアクセスを確保するための迅速な解決策を模索すること)に関しては、昨年8月30日WTOにおいてその解決策が決定されたところ、その解決策の加盟各国の国内実施(製造能力のない国に対する輸出を目的とした強制実施権を製造能力を有する国において設定し、コピ-薬製造会社が合法的に特許医薬品を製造・輸出することを許容する法制を整備すること)については、すでにカタールが法案を国会へ提出中であるが欧州においてはノルウェーが法案を公表している。また、欧州委員会も2004年後半頃までにはEU規則案を公表する予定。

[7] EU法規による医薬品データ保護期間の統一とボ-ラー条項の創設

3月11日、欧州共同体の閣僚理事会は、医薬品のデータ保護期間の欧州域内の統一と、ボ-ラー条項の創設を含んだ、医薬品に関する包括法案について合意した。今後公報発行後発効する予定。

---詳細情報はこちら---

[遺伝資源・伝統的知識]

[8] FAO「食物農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」、欧州

諸国が批准書寄託へ

3月31日、欧州諸国(欧州共同体、デンマーク、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、ルクセンブルク、スペイン、スウェーデン、イギリス、チェコ、エストニア)は、FAOの「食物・農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(以下ITPGRFA)」に批准書を寄託した。批准国は36から47になり、ITPGRFA発効のための要件である40カ国以上の批准を満たすことになった。発効日は6月29日。

FAOは、もともと、食物・農業のための植物遺伝資源は人類全体の資産という理念の下に、国際約束IU(International Undertaking)を設けていたが、生物多様性条約(CBD)成立以降、植物遺伝資源保有国から自らの主権的権利を主張する声が大きくなり、IU改正交渉を行いその結果、ITPGRFAが出来上がったという経緯がある。ITPGRFA採択時には米国と我が国だけが投票を棄権。その後、米国は2002年に署名(ただし未批准)。

ITPGRFAが発効すると、今後締約国会議が開催され、その中でPGRFAの標準物質譲渡契約(MTA)の詳細について議論がなされていくことになるが、最大の論点はやはりアクセスと利益配分を規定した12条3(d)の解釈になるものと予想される。この点、欧州諸国の内、EC、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、ルクセンブルク、スペイン、スウェーデンは、批准書寄託に合わせて、12条3(d)の解釈に関し、IPRが優位するものであることを宣言している。

[その他]

[9] 英国特許庁、審査意見(examination opinion)制度導入へ

英国特許庁は、4月1日より審査処理の効率化を向上させるため、「審査意見」制度及び「簡略型審査報告書」制度を導入した。

これは、例えば、独立請求項に係る発明の範囲が過度に広範なため、先行技術として列挙する文献が多数に及び、事前の補正によって新規性・進歩性欠如等の主要な問題点を解消しておいた方がより効率化に資するものと認められる場合に、正式な実体審査手続きに入る前に、審査官から主要な問題点(新規性、進歩性、発明の単一性、複雑なクレーム構造等の事由に限られる)を「審査意見」という形で指摘するものである。審査官からの審査意見に対して出願人側が適切な補正を行わなかった場合には、正式な実体審査段階での最初の審査報告書は審査意見とほぼ同一内容の「簡略型審査報告書」となってしまう。

本制度導入前にサーチされた出願については、簡略型審査報告書を発行した方が適当であると認める場合には当該報告書が発行される。また、PCT国内段階の出願に対しては国際調査報告書又は国際予備審査報告書が入手可能な場合には、審査官は簡略型審査報告書を発行できる。

なお、審査意見は、法定された審査報告書ではないため、出願人からの応答も、正式な応答としてカウントされるものではなく、補正可能期間にも影響を与えない。

[10] 英国特許庁、サーチ結果の開示要求制度を創設

英国特許庁は、7月1日のサーチレポート発行から、当該英国特許出願が既に他の特許庁によってサーチされている場合(関連出願、優先親出願等)審査官はそのサーチレポートの開示要求をすることとした。背景は、有効性の高い特許の付与のため。

<http://www.patent.gov.uk/patent/notices/misc/newexam2.htm>

1. 開示対象は、関連出願に対する他の特許庁によって作成された公的なサーチレポート。

2. 提出手段は、サーチレポートのコピーの提出か、引用の詳細のe-mailによる。

3. 最初の審査報告書(拒絶理由通知等)への回答まで有効。

4. 法的な根拠は、規則106条(「長官へのいかなる手続きのいかなる段階においても、長官は、必要とする資料、情報、証拠を指定した期間内に作成することを要求できる。」)による。従わなかった場合の罰則は規定されていない。

なお、EPC2000(未発効)でも新たに同様な規定が導入されるが(124条、規則89a条)任意である点(may規定)要求に従わなかった場合みなし取り下げとなる点(124条2項)で相違している。なお、オーストラリア特許法でも同様の規定がされている。

意匠

[11] ドイツ改正意匠法、6月1日発効へ

ドイツは、意匠保護のEU域内調和に関するEU指令(EC指令71/98)の国内履行として意匠法を改正した。6月1日から発効することになる。EU指令では、複合製品の構成部品(特にスペアパーツと呼ばれる自動車などの補修用部品)に関して、指令採択時点での各国法制を維持し、仮に改正する場合であっても、市場の自由化を目的とする場合にのみ改

正可能としている。今回のドイツ改正法では、所定の保護要件(エントユーサーによる通常使用状態における可視性等)を満たせばスヘアパーツに対しても意匠権を与えられるとしている。また、権利期間も20年から25年へ延長されている。なお、本改正法はドイツ国内で登録された意匠を対象とし、いわゆる非登録意匠は共同体意匠規則の下で扱われる。

商標

[12] 共同体商標規則改正状況

EU域内における単一の商標権を発効させる共同体商標規則(EC規則40/94)が昨年来、数回改正されている。一つ目は、サーチ手続の簡素化、審判手続の迅速化を図ったもの(EC規則422/04)、二つ目は、マドリッドプロトコルへのEU加盟のための規則改正(EC規則1992/2003)、三つ目は、EU拡大に対応するための改正(EC規則40/94へ142条aを挿入)を行っている。詳しくは、
<http://oami.eu.int/en/mark/aspects/amend.htm> を参照。

[13] マドリッドプロトコル国際商標登録、4月よりスペイン語が公用語化

マドリッドプロトコル国際商標登録出願(マドフロ出願)の手続言語が、4月1日から英語、フランス語に加えてスペイン語が加わることになった。これは昨年のWIPO一般総会での決定を受けたものであり、ラテンアメリカ諸国等のスペイン語系国のマドフロへの参加可能性が拡大することになる。なお、EUはマドフロ加盟への準備を進めており、共同体商標規則も改正済み。2004年10月1日EU域内発効を目途としている。

模倣品・海賊版対策

[14] EUエンフォースメント指令成立へ

欧州での模倣品対策のため、知的財産権の行使を確実なものとするために必要な手段・手続・救済に関し各国法制を調和させることを目的としたEUエンフォースメント指令案が今まで議論されてきたが、3月9日に欧州議会、4月26日に閣僚理事会で可決・成立した。今後官報告示され、告示後2年以内に各構成国は国内法を指令に合わせて改正する義務を負う。この指令は、上記各項目について従来各国裁判所で行われていたベストプラクティスを集大成した意欲的なものであり、今後の国際的なエンフォースメントの調和に一石を投ずるとともに、日本の実務にも少な

らず影響を与えるものと考えられる。

--- 詳細情報はこちら --- --エンフォースメント指令の仮訳はこちら---

[15] オンライン違法音楽ダウンロード 欧州でも個人を提訴する動きが加速

インターネットでの違法な音楽交換については、米国音楽業界(RIAA)が個人を提訴する事件が多発しているが、欧州でもデンマーク(120事件)、ドイツ(68事件)、イタリア(30事件)で音楽業界が同様に個人提訴に踏み切る動きを見せている。最近の音楽産業の売り上げ減少は雇用不安を招く観点から、国際音楽業界連盟(IFPI)もこれを認容している。IFPIによれば世界全体の音楽売上高は1998年の38billionドルから2003年の30billionドルに減少したという。ここ3年間でデンマークは約50%の売上減、ドイツでは30%の売上減だという。

地理的表示

[16] 欧州委員会、ワインラベル規則の改正へ

欧州委員会は、2月23日、EUワインラベル規則(EC753/2002)の改正を採択した。今回の改正は、伝統的表現('traditional expressions')に係る二段階分類を一段階に統合するとともに、EU域外の第三国が、EU市場においてEUの伝統的表現を自らのワインに付して流通できるための要件も明確化することで、EUの伝統的表現の保護強化を図るとともに第三国からの参入に際しての透明性確保を図ることも目的としている。伝統的表現のラベル規制については、2002年5月の規則(EC735/2002)制定時にもTRIPS理事会等において物議を醸したことがあり、今改正も議論の対象となることが予想される。

--- 詳細情報はこちら ---

[17] 'Champagne'を巡るEUとスイスとの争い、ついに第一審欧州裁判所へ

Champagneというワイン名表示を巡ってスイスのWaadt州の小地方とフランスのシャンパニュ地方のワイン業界との争いは、ついに第一審欧州裁判所(CFI)に提訴されるまでに発展した。この事件は、35年程前からスイスのシャンパニュという地名をもつ村がChampagneという銘打ったワインを製造したことから始まる。フランスの'Champagne'はEU域内では地理的表示として保護されており、EUとスイスとの二国間貿易交渉においてもEU側からス

イスに対し名称使用の廃止を要求しており、2004年6月から使用停止することでスイス側が一度譲歩したものの、スイスChampagneの支援者が闘争資金を集めCFIへ提訴された。CFIによる決定は今年中になされる予定。

[18] 欧州委員会、ドイツにパルメザンチーズの保護につき最終警告

欧州委員会は、4月7日、ドイツ政府に対し、'Parmigiano Reggiano'という名称をPDO(Protected Designations of Origin)として保護していないことにつき、最終警告状を発し、ドイツ国内で当該名称をPDOとして保護するのに必要な手段を2ヶ月以内に講じるべきことを要求した。このPDOは96年以来、イタリアの一地方の特殊製法を用いるチーズ生産者にもみ排他的に使用を許されているもので、EU各加盟国は、当該PDOを翻訳された形であっても使用することを防止する義務を負っている(EU規則2081/92、規則1107/96参照)。ドイツでは、これまで'パルメザン'という名称で'Parmigiano Reggiano'産ではないチーズが販売されており、欧州委員会は、これを'Parmigiano Reggiano'の翻訳に該当するものと認定。昨年10月、欧州委員会は、ドイツ政府に対し、正式な通知(第1回目の通知)を発したが、ドイツ政府は昨年12月、本件に関するかぎり、EUのPDO保護法制に従うことはしない旨の回答。

欧州委員会のとった一連の手続きは、EC設立条約に規定された加盟国の義務違反に対する履行要求手続きであるが、今後、ドイツが依然として従わない場合には、欧州裁判所(ECJ)へ提訴され、ECJの決定にも従わない場合には、欧州委員会は、ドイツに対し経済制裁を科すようECJに求めることができる。

昨年のWTOカンクン閣僚会議前にあつた二国間交渉用の欧州GI保護リスト作成時の議論、Champagne事件や今回の事件からして見ると、地理的表示の保護については、欧州域内でも紛争の多いことがわかる。

なお、PDOとPGI(Protected Geographical Indication)は、EC規則2081/92により保護されている標章で、両者とも農産品・食品を表現するのに用いられるその出所地名であることには共通するが、前者は、その品質や特性が、その地域特有の天然及び人工的要素を備えた地域環境に本質的に起因し、かつ、当該地域で生産、プロセス、準備のすべてが行われているものを示し、後者は、その品質、評判、その他の特性が、当該原産地に帰せられ、かつ、生産、プロセス、準備のいずれか一つが少なくとも当該地域で行われているものを示す。要件としては前者の方が厳しいと言え、典型例は飲料について言えば、前者はミネラル水、後者はビールが

挙げられる。もともと、ミネラル水は一昨年の規則改正で保護対象から除外されてしまっていることに注意する必要がある。ミネラル水の既登録分は2013年12月31日までは保護されるという経過措置が設けられている。

[19] Fischler 欧州委員(農業担当)、CAP改革とPDO/PGIについて講演

4月17日、欧州委員のフィッシュラー氏(農業担当)は、イタリアにおいて、「食品品質、CAP(共通農業政策)改革及びPDO/PGI」とのタイトルの下で講演を行った。講演内容は、PDO/PGIの保護がいかに欧州域内の農家にとってプラスになり地域振興にとって重要なものであるかを説明するとともに、最近のワインラベル規則の改正の背景、欧州域内の農産品に係るPDO/PGI等の情報普及キャンペーンの成果、TRIPS交渉におけるECの目指すゴール、41品目の欧州GI保護リストの意義、ワイン・スピリッツのGIのオーストラリア、メキシコ、チリ、南ア、カナダとの二国間協定締結などの事項に言及している。

---講演の内容はこちら---

不正競争防止法

[20] ドイツ不競法改正案、連邦議会で採択、連邦参議院へ送付

ドイツにおいて、現在、「電子通信分野におけるプライバシーの保護及び個人データの扱いに関するEU指令(2002/58)」の国内履行のために、不正競争防止法の改正作業が行われているところ、審議状況以下のとおり。

1. 2004年4月1日、連邦議会で法案が可決され、現在連邦参議院に送付中。連邦参議院が同意すれば法律として成立、同意しない場合には、参議院は両院から構成される調整委員会の開催を求めることができることとなっている。なお、連邦議会(Bundestag)は、選挙によって各地方選挙区から選ばれるのに対し、連邦参議院(Bundesrat)は、人口比によって、collectiveにしか投票できない議席数が各州ごとに割り当てられているもの(「参議院議員」なるものは存在しない。出席するのは各州の官僚)。

2. 今回の連邦議会での可決は、連邦議会で多数を占める与党のみが賛成し(306議席)、野党であるCDU/CSU等は反対(297議席)にまわった模様。

したがって、連邦参議院は現時点では、野党が多数を占めていることから(10議席対41議席、他18議席が中立)参議院がそのまま同意する

のは難しいのではないかと専門家の判断もある。

3. 野党は以下の点で法案を攻撃

(1)不正競争による侵害行為によって得られた利益を吐き出させる (skim off) 請求を認めている点(法的不安定をもたらす可能性が他に
らに慎重な検討が必要との立場)

(2)電話による広告、publicity campaigning が禁止されている点。

4. さらに注意を要する点として、欧州共同体で現在検討されている Directive on unfair commercial practices との関係が挙げられる(欧州議会で一読中)。

この Directive は消費者保護(B to C)を目的とした指令であり、この指令が成立した暁には国内履行のためにこの法律を再度改正しなければならなくなる(ドイツの不正競争防止法および判例は、従来より B to B のみを指向)

特許情報・電子出願

[21] ドイツ特許庁、オンライン公報発行へ

2004年1月1日より、ドイツ特許庁は特許、実用新案、意匠、商標等の公報をインターネット形式で発行している。これは、従来からの紙やCD-ROM等で発行済みの公報をインターネットにより情報提供するサービス(DEPATIS)とは異なり、公報発行自体をインターネットで行うものであり、画期的なものである。公報閲覧は無料。

<http://publikationen.dpma.de>

インターネット公報は、PDF形式でも検索形式でも選択的に閲覧できるようになっており、書誌情報や出願経過情報が検索可能な情報として提供されている。また、XML形式でもダウンロードも可能となっている。

ドイツ特許庁は、この他にも情報提供サービスを拡充し、ドイツ特許文献の過去発行分をDEPATISconnectと呼ばれる専用線サービスを通じてマージナルコスト(著作権料なし)で1月1日より提供開始した。なお、このサービスは主に特許情報提供業者等の専門業者を対象としている。

[22] ドイツ特許庁、電子出願システムをepoline対応へ

ドイツ特許庁は、3月22日より、自らの電子出願システム(PaTrAS)を欧州特許庁(EPO)の電子出願システム(epoline)と互換性をもつようにした。

これにより、ドイツの出願人は、PaTrASを通じてEPO電子出願を行うことが可能となったとともに、epolineユーザーはepolineを通じてドイツ特許庁に

ドイツ国内出願を電子出願できるようになった。

[23] 国際特許分類(IPC)新版、2006年1月から施行

国際特許分類(IPC)の新版が2006年1月1日から施行される。従前のIPCは5年毎に版改正がなされていたが、審査官等のサーチ経験豊富なユーザーが最新技術のより精確なサーチを行えるよう‘advanced level’と呼ばれる詳細分類を設け3か月おきに更新可能としている。一般のユーザー向けには‘Core level’と呼ばれるより基本的な分類が設けられ3年おきに改正される。各国特許庁の発行する特許文献には、‘Core level’の分類が付与され、‘advanced level’の分類は付加的に付与されるにすぎない。

その他

[24] ドイツ特許庁の出願統計速報

3月12日、ドイツ特許庁は、2003年の出願統計速報を公表した。なお、出願統計速報に併せて、2003年の歳入・歳出、人員数も公表されている。

1. 特許

- ・出願件数：64,518件(含むPCT国内段階分) ※前年比1.7%増
 - －国内出願 52,425 ※前年は51,513件
 - 出願人所在地分布：バイエルン州(州都ミュンヘン)：27.2%，ハートン・ウエルテンブルク州(州都シュトゥットガルト)：26.5%，ノルトライン・ヴェストファーレン州(州都デュッセルドルフ)：16.8%
 - この3州で国内出願の7割を占める
 - －外国出願 12,093 ※前年は11,931件
- ・審査処分件数：33,515件 ※前年比11.8%増
 - －登録件数 17,432件 ※前年比17.1%増
- ・2003年末での存続特許権総数(含むEPC独国指定分)：384,497
※前年比2.1%増

2. 実用新案

- ・出願件数：23,408件 ※前年比0.1%減
- ・処分件数：21,438件 ※前年比1.7%増
 - －登録件数：17,114件 ※前年比0.4%減
- ・2003年末での存続実用新案権総数：108,175 ※前年比2.5%減

3. 商標

- ・国内出願件数：62,041件 ※前年比8.1%増(2000-02年までは減

少傾向が続いていた)

- ・ 処分件数：67,518件 ※前年比 2.3%増
 - －登録件数：51,295件 ※前年比 0.8%減
- ・ 2003年末での存続商標権総数：695,060 ※前年比 2.2%増
- ・ 国際登録(マトプロ分)
 - －独国を指定する請求：8,685件 ※前年比 7.0%減
 - －登録：8,653件 ※前年比 9.3%減

4. 意匠

- ・ 出願件数：53,331件 ※前年比 14.9%減
- ・ 処分件数：57,463件 ※前年比 15.8%減
 - －登録件数：54,669件 ※前年比 16.0%減
- ・ 2003年末での存続意匠権総数 335,034 ※前年比 3.3%減

5. 歳入・歳出

歳入額：241,4百万ユーロ ※前年比 5.7%増
 歳出額：213,4百万ユーロ ※前年比 0.3%増
 ー内人件費：112,5百万ユーロ ※前年比 3.1%増

6. 人員数

- ・ 2520人 ※前年比 3,0%増

[25] スイスのベトナムへのIP分野協力プログラム

スイスは、2001年以来、ベトナムに対してIP分野での協力プログラムを提供してきており、過去3年間の実績を評価し、プログラムの更なる延長の可否の判断に資するべく、2004年3月、本プログラムの概要をまとめた評価レポートを公表した。

---詳細情報はこちら---

[26] EU技術移転契約に関する一括適用免除規則を改訂へ

欧州委員会は、4月7日、特許権等に基づく技術移転契約がEU競争法に反するか否かの基準(委員会規則及びガイドライン)を改訂・公表した。

施行日は5月1日。

---詳細情報はこちら---

(以上)